

小山工業高等専門学校企画戦略会議規程

制 定 平成27年11月11日

最終改正 令和5年12月13日

(趣旨)

第1条 この規程は、小山工業高等専門学校（以下「本校」という。）運営組織規則第11条第2項の規定に基づき、本校企画戦略会議（以下「企画戦略会議」という。）に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 企画戦略会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 校長
- 二 総務主事，教務主事，学生主事，寮務主事，研究主事及び国際主事
- 三 専攻科長
- 四 地域イノベーションサポートセンター長
- 五 グローバル教育センター長
- 六 事務部長
- 七 総務課長及び学生課長

(審議事項)

第3条 企画戦略会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 本校の将来計画に関すること。
- 二 年度計画に関すること。
- 三 教育研究活動の基本的施策に関すること。
- 四 概算要求事項に関すること。
- 五 予算計画及び決算報告に関すること。
- 六 施設整備・環境整備に関すること。
- 七 運営会議に諮るべき事項の整理に関すること。
- 八 その他本校の運営についての重要事項に関すること。

(会議)

第4条 校長は、企画戦略会議を招集し、その議長となる。

- 2 企画戦略会議は、原則として毎月2回開催するものとする。ただし、必要に応じて臨時に開催することができる。
- 3 校長が必要と認めた場合は、構成員以外の者の出席を求めて意見を聞くことができる。

(専門委員会)

第5条 企画戦略会議に必要な応じて専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会に関し必要な事項は、企画戦略会議が別に定める。

(事務)

第6条 企画戦略会議の事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、企画戦略会議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 小山工業高等専門学校総務会議規程（平成16年4月1日制定）、小山工業高等専門学校企画室規則（平成14年3月13日制定）、小山工業高等専門学校将来計画検討ワーキンググループ設置要項（平成26年12月10日制定）、小山工業高等専門学校予算委員会規程（平成16年4月1日制定）及び小山工業高等専門学校レクリエーション委員会規程（昭和46年4月1日制定）は廃止する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 小山工業高等専門学校環境整備委員会規程（平成16年4月1日制定）及び小山工業高等専門学校教育研究推進委員会規程（平成22年4月1日制定）は廃止する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。